

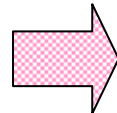
2. 児童養護施設等の保育士の位置付け

○ 児童養護施設等に配置される保育士については、当該施設が行うサービスの内容として生活指導や職業指導等に係る相談援助業務が制度的に位置付けられている(最低基準において明記されている)ことから、現行、既に実務経験として認められている児童指導員と同様に、保育士についても実務経験を認めることとする。

なお、対象となる施設は、児童福祉施設のうち、生活指導や職業指導等がサービスとして位置付けられているものに限るものとする。

【現行】

- ・ 児童養護施設等における保育士については、実務経験の対象となっていない。



【見直し案】

- ・ 生活指導や職業指導等がサービスとして位置付けられている次に掲げる施設に配置されている保育士についても実務経験の対象とする。
 - ① 乳児院 (児童指導員を含む。)
 - ② 児童養護施設
 - ③ 情緒障害児短期治療施設
 - ④ 知的障害児施設
 - ⑤ 知的障害児通園施設
 - ⑥ 盲ろうあ児施設
 - ⑦ 肢体不自由児施設
 - ⑧ 重症心身障害児施設
 - ⑨ 重症心身障害児通園事業

(参考1) 現行の実務経験の対象施設の範囲

高齢者関係施設	障害者関係施設	児童関係施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人福祉センター ・老人短期入所施設 ・老人デイサービスセンター ・老人介護支援センター ・指定通所介護(基準該当を含む。) ・指定介護予防通所介護(基準該当を含む。) ・指定短期入所生活介護(基準該当を含む。) ・指定介護予防短期入所生活介護(基準該当を含む。) ・指定通所リハビリテーション ・指定介護予防通所リハビリテーション ・指定短期入所療養介護 ・指定介護予防短期入所療養介護 ・指定認知症対応型通所介護 ・指定介護予防認知症対応型通所介護 ・指定小規模多機能型居宅介護 ・指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ・指定認知症対応型共同生活介護 ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ・指定居宅介護支援 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・有料老人ホーム ・指定特定施設入居者生活介護を行う適合高齢者専用賃貸住宅 ・地域密着型特定施設入居者生活介護を行う適合高齢者専用賃貸住宅 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う適合高齢者専用賃貸住宅 ・高齢者総合相談センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生相談所 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者授産施設 ・身体障害者生活支援事業 ・身体障害者自立支援事業 ・知的障害者更生相談所 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・知的障害者福祉工場 ・知的障害者通勤寮 ・療育等支援事業 ・地域障害者生活支援事業 ・のぞみの園 ・精神保健福祉センター ・精神障害者生活訓練施設 ・精神障害者授産施設 ・精神障害者福祉工場 ・精神障害者地域生活支援センター ・精神障害者退院促進支援事業 ・相談支援事業 ・障害者支援施設 ・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・重度障害者等包括支援 ・障害者デイサービス ・短期入所 ・共同生活介護 ・共同生活援助 ・福祉ホーム ・地域活動支援センター ・日中一時支援事業 ・点字図書館 ・聴覚障害者情報提供施設 ・障害者110番 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童自立生活援助事業 ・短期入所生活援助事業、夜間養護等事業 ・地域子育て支援事業 ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・盲ろうあ児施設 ・肢体不自由児施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・重症心身障害児施設 ・児童デイサービス ・心身障害児総合通園センター ・国立病院委託病床 ・重症心身障害児(者)通園事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 ・病院・診療所 ・救護施設 ・更生施設 ・授産施設 ・宿所提供施設 ・福祉事務所 ・婦人相談所 ・婦人保護施設 ・母子福祉センター ・隣保館 ・地域福祉権利擁護事業 ・市区町村社会福祉協議会 ・地方更生保護委員会・保護観察所 ・更生保護施設 ・労災特別介護施設 ・地域福祉センター ・ホームレス相談推進業務 ・ホームレス自立支援センター ・家庭支援電話相談事業 ・ヴェトナム難民収容所 ・子供家庭相談事業 ・乳幼児健全育成相談事業 ・すこやかテレホン事業 ・知的障害者専門相談事業

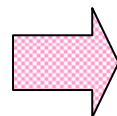
Ⅶ―③ 実習施設の範囲に関する見直し

- 現行制度においては、実務経験の対象施設において実務経験を有する者については、社会福祉士養成施設における実習が免除されることとされているが、実務経験の対象施設と実習施設の範囲を比較すると、実務経験の対象施設の範囲の方が広く、必ずしも両者の整合性が確保されていない状況にある。

こうした現状を踏まえ、実習施設の範囲と実務経験の対象施設の範囲とが原則として一致（現に廃止されている施設を除く。）するよう、見直しを行う。

【現行】

- ・ 例えば、精神障害者関係施設については、実務経験の対象施設の範囲には位置付けられていながら、実習施設の範囲には位置付けられていない。



【見直し案】

- ・ 実務経験の対象施設の範囲と実習施設の範囲を原則として一致させる。

※ 実務経験の対象施設に位置付けられていながら、実習施設に位置付けられていないものであって、新たに実習施設として位置付けるもの(①)や実務経験の対象施設及び実習施設の双方に新たに位置付けるもの(②)

- ① 精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、指定小規模多機能型居宅介護、指定通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護、指定特定施設入居者生活介護、指定居宅介護支援事業所、ホームレス自立支援センター
- ② 更生保護施設、広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、一定の要件を満たす独立型社会福祉士事務所 等

(参考2) 現行の実習施設の範囲

高齢者関係施設	障害者関係施設	児童関係施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人福祉センター ・老人介護支援センター ・老人デイサービス事業 ・介護老人保健施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業 ・障害者支援施設 ・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・重度障害者等包括支援 ・共同生活介護 ・共同生活援助 ・福祉ホーム ・地域活動支援センター ※ 上記については、主として身体障害者又は知的障害者に行うものに限る。 ・身体障害者更生相談所 ・身体障害者福祉センター ・旧身体障害者更生施設 ・旧身体障害者療護施設 ・旧身体障害者授産施設 ・知的障害者更生相談所 ・旧知的障害者更生施設 ・旧知的障害者授産施設 ・旧知的障害者通勤寮 ・のぞみの園 ・障害者デイサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・盲ろうあ児施設 ・肢体不自由児施設 ・重症心身障害児施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設 ・指定医療機関 ・児童デイサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療所 ・救護施設 ・更生施設 ・授産施設 ・福祉事務所 ・市区町村社会福祉協議会 ・婦人相談所 ・婦人保護施設 ・母子福祉センター